

大垣市民病院院内コンビニ設置運營業務委託 設備概要

1 店舗設備工事について

大垣市民病院院内コンビニ設置運營業業者（以下「運營業業者」という。）は、店舗の設備工事施工に当たり、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」（いずれも最新版）等、その他関係法規に準じ、建築基準法上の構造規定を満たすものとして施工すること。また、必要に応じ工事中もしくは完成後に大垣市民病院（以下「当院」という。）が検査を行う。

なお、コンビニエンスストア内の設備については、設置者が運營業業者であるか当院であるかを問わず、原則、運營業業者自らの負担と責任において維持管理すること。

2 建築・設備既存仕様及び運営条件一覧

項目		現状の仕様	出店条件	
建 物	仕上げ	床	<ul style="list-style-type: none"> ・天井高 CH=2600 mm ・支障となる場合、運營業業者負担により関係法に適合する改修は可 ・廊下との隔て壁は防火区画及び防火上主要な間仕切り壁に該当しない。 ・一部壁（平面図図示）は、医療ガス配管の経路となっているため、撤去不可 	
		壁		RC スラブ t=180mm 塗床仕上 (一部 塩ビシート)
		天井		石膏ボード t=12.5mm EP 仕上
	建 具	外部	アルミサッシ	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁、サッシの改修は不可 ・支障となる場合は、運營業業者負担により関係法に適合する改修は可
		内部	スチールサッシ、自動ドア	
	床荷重	積載荷重	2900 ニュートン/m ² 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・躯体、構造体の変更は不可 ただし、給排水等のためのコア抜きについては、125φ以下は可
サイン	屋外	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外へのサイン取付は不可 	
	屋内	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・運營業業者負担により関係法に適合する改修は可 	

項目		現状の仕様	出店条件	
電 気	電 源	電源	容量は、次のとおり 単相 100/200V 30KVA 150A 三相 200V 30KW 150A	・ 運営事業者負担により分電盤を設置すること。分電盤一次側までの幹線は、当院施工とし、二次側以降は運営事業者負担による施工とする。
		電力量計	なし	・ 運営事業者負担により電力量計を設置すること。
		コンセント	あり	・ 既存コンセントは、運営事業者負担で改修可。一次電源は切離し済。使用時は、運営事業者設置の分電盤から電源を取ること。
		非常用電源	あり	・ 基本使用不可とする。 (別途協議) ・ 既存コンセントは、運営事業者負担で撤去
		照明 非常用照明	あり	・ 支障となる場合、運営事業者負担により関係法に適合する改修可。一次側電源は切離し済
	消 防	感知器	あり	・ 運営事業者負担にて当院指定業者による改修可
		非常放送	あり	
	通 信	電話	なし	・ 運営事業者負担にて設置 設置方法は、別途協議
		光通信	なし	
		Wi-Fi	なし	・ 必要な場合は、別途協議のうえ運営事業者負担で設置
機 械	空 調	空調設備	残置設備あり (室内機)	・ 運営事業者負担により設置
		換気設備	壁開口×2カ所 (500×200) 残置設備あり	・ 運営事業者負担により設置 南面外壁はφ125までのコア抜き可
		機械排煙設備	なし	・ 設置不可 (自然排煙とする。)

項 目		現状の仕様	出店条件
機 械	衛 生	給水設備 排水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流し台 2 か所 (給水 VB20A、給湯 SU20A、排水 VP50A) ・ 床排水 VP50A 3 か所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営事業者負担により関係法に適合する改修可 ・ 給水メーター設置要 ・ 油等を洗浄する排水系統には、グリーストラップ設置要
	消 火	スプリンクラー	

その他

- ・ 改修・設置に関しては、建築基準法及び消防法等関係法令を遵守すること
- ・ 既存設備を使用する場合、店舗に係る器具、消耗品等が故障した時は、運営事業者負担とする。
- ・ 隣接する PS に係る部位の改修は不可とする。(壁仕上げのみ運営事業者負担による関係法に適合する改修は可)